

経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令案要綱

1. 関税定率法に定める関税率表の改正に伴い、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定その他の協定による関税割当制度が従前のおり適用されるよう、改正後の関税率表に基づいて、対象となる物品の指定を行うこととする。(別表第1 関係)
2. この政令は、令和4年1月1日から施行することとする。